

地籍で進めよう 豊かな街の基礎づくり

—ふるさとには はっきり地図で すっきり笑顔—

地籍調査は土地の一筆毎の
所有者・地番・地目・境界等を確認するための調査です



地籍調査とは

調査前



旧公図(字限図)



調査後



地籍図(法14条 地図)

- ・ 人に戸籍があるように、土地にも戸籍（所有者・地目・面積・所在地等）があり、これを「地籍」といいます。
- ・ 現在土地に関する記録（公図・登記簿）の多くは、明治時代の地押調査によって作られた地図をもとにしたもので、土地の位置や境界が不明確であったり、測量技術が未熟であったために面積が不正確であるなど、様々なトラブルが発生しています。
- ・ したがって、皆さんの大切な財産である土地の地籍を正確に把握し、トラブルを解消するために地籍調査が必要なのです。
- ・ 地籍調査は、従来の登記簿や公図などの資料をもとに一筆ごとの土地について、所有者立会で所有者・地番・地目・境界等について確認するものです。
- ・ 地籍調査が行われると、その成果は登記所に備え付けられ、登記所において、これまでの登記簿、地図が更新されることとなります。※土地の権利書は引き続き有効です。

〔志賀町役場 地籍調査係〕